

第14回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年9月30日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- 日程第 10 議案第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 11 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局長 第14回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
今年は例年になく好天に恵まれ、収穫時期も終盤を迎え、もしくは終えて、管理作業等を行っている人もいます。色々な意味でいままでに経験したことのない日々が続いているように思います。コロナウイルスもようやく下火になり、緊急事態宣言も本日をもって解除の方向のようですが、リバウンドすることなく以前の生活に戻れることを願うばかりです。本委員会も農地パトロールや委員の研修等の行事も今後予定されてくると思われまますので、その際には積極的に参加をお願いしたいと思います。

本日は報告1件、議案5件を提案させていただいております。慎重審議をお願いして開会したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番阿部委員、1番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。
日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。
日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2の届出人は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、浜中東〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書4、5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
	日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
	北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。
	本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委3-10号の願い出人は、釧路市〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。
	現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。
	以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
長 島 主 事	(説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。
調 査 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。 浜農委3-10号について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委3-10号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

よって、浜農委3-10号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第3の8の規定では、「願出による農地転用許可処分の取消し」について、農業委員会は、取消願の内容及び添付書類を確認の上、取消相当と認められる場合には農地転用許可権者に提出する。」とされております。

本案は1件の許可の取消願でございますが、申請者は円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、申請地は、父の〇〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち面積〇〇〇㎡で、平成〇〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号で農地法第5条許可について、〇〇〇〇建設に係る転用計画の中止による「許可の取消願」で、取消願の内容を確認し、別紙の報告書を付して農地転用許可権者の北海道へ提出するものです。

現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員により、〇月〇〇日に実施しておりますが、土地の現況、取消理由の妥当性等を確認しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。概略につきまして、引き続き私の方から説明いたします。

事務局長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1～4を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借1件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借で、対象地は、円朱別西〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内栄〇番地〇 さかえ〇〇〇館〇〇〇号、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。○番〇〇委員が、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、10月29日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月29日、金曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、10月29日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第14回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

11番 阿部栄子

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳